



条 例 改 正 新 旧 対 照 表

令和7年9月2日

丹 波 篠 山 市

目 次

| | | |
|-----------|--|----|
| 議案第 5 1 号 | 丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例及び丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 1 |
| 議案第 5 2 号 | 丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 7 |
| 議案第 5 3 号 | 丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例等の一部を改正する条例 | 12 |
| 議案第 5 4 号 | 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 16 |
| 議案第 5 5 号 | 丹波篠山市議会議員及び丹波篠山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び丹波篠山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | 17 |

丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。</p> | <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。</p> |

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第29条の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第29条の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第17条の4 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の</u></p> |

状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|----|-------|-----------------------|-------|--------|--|----|----|--------------|-----------------------|
| <p style="text-align: center;"><u>丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>住民の健康福祉の増進及び農林業の振興に寄与するため、丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷（以下「ぬくもりの郷」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>ぬくもりの郷の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="250 849 1120 1037"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬師温泉館</td> <td rowspan="3">丹波篠山市今田町今田新田2 1 番地1 0</td> </tr> <tr> <td>食材供給館</td> </tr> <tr> <td>農産物加工館</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 薬師温泉館 | 丹波篠山市今田町今田新田2 1 番地1 0 | 食材供給館 | 農産物加工館 | <p style="text-align: center;"><u>丹波篠山市道の駅こんだぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>住民の健康福祉の増進とともに、道路を利用する者への良好な休憩の場の提供、観光情報及び地域情報の発信、地域特産品の販売等を通して、地域交流の促進及び農林業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、丹波篠山市道の駅こんだぬくもりの郷（以下「道の駅」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1144 849 2013 992"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道の駅こんだぬくもりの郷</td> <td>丹波篠山市今田町今田新田2 1 番地1 0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>(施設)</u></p> <p>第2条の2 <u>道の駅には、次に掲げる施設を設ける。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>薬師温泉館</u> (2) <u>食材供給館</u> (3) <u>農産物加工館</u> (4) <u>前3号に付随するトイレその他の施設</u> | 名称 | 位置 | 道の駅こんだぬくもりの郷 | 丹波篠山市今田町今田新田2 1 番地1 0 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | |
| 薬師温泉館 | 丹波篠山市今田町今田新田2 1 番地1 0 | | | | | | | | | | |
| 食材供給館 | | | | | | | | | | | |
| 農産物加工館 | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | |
| 道の駅こんだぬくもりの郷 | 丹波篠山市今田町今田新田2 1 番地1 0 | | | | | | | | | | |

(業務)

第3条 ぬくもりの郷は、次に掲げる業務を行う。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

(指定管理者による管理)

第4条 ぬくもりの郷の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(使用の許可)

第5条 ぬくもりの郷を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(5) 駐車場

(6) その他附帯施設

(業務)

第3条 道の駅は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関すること。
- (2) 観光及び地域情報の発信に関すること。
- (3) 地域交流及び地域の振興に関すること。
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

(指定管理者による管理)

第4条 道の駅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(使用の許可)

第5条 道の駅を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、ぬくもりの郷の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ぬくもりの郷の利用を許可しないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他ぬくもりの郷の管理運営上支障があるとき。

(利用者の遵守事項)

第7条 第5条の規定による使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 許可なくぬくもりの郷又はその敷地内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。

(4) 許可なくぬくもりの郷又はその敷地内において広告物等の掲示若しくは配布又は看板立札等の設置を行わないこと。

(5)・(6) (略)

(7) 前各号に掲げるもののほか、ぬくもりの郷の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、又はぬくもりの郷の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、道の駅の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、道の駅の利用を許可しないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他道の駅の管理運営上支障があるとき。

(利用者の遵守事項)

第7条 第5条の規定による使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 許可なく道の駅又はその敷地内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。

(4) 許可なく道の駅又はその敷地内において広告物等の掲示若しくは配布又は看板立札等の設置を行わないこと。

(5)・(6) (略)

(7) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、又は道の駅の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) ぬくもりの郷の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納期限までに納付しないとき。

(4) (略)

2 (略)

(利用料金)

第9条 利用者は、ぬくもりの郷の利用料金を支払わなければならない。

2～5 (略)

(原状回復)

第11条 利用者は、ぬくもりの郷の利用を終了したとき又は第8条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者が故意又は過失によってぬくもりの郷又はその附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

別表（第9条関係）

ぬくもりの郷の利用料金

(1)・(2) (略)

(3) 道の駅の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納期限までに納付しないとき。

(4) (略)

2 (略)

(利用料金)

第9条 利用者は、道の駅の利用料金を支払わなければならない。

2～5 (略)

(原状回復)

第11条 利用者は、道の駅の利用を終了したとき又は第8条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者が故意又は過失によって道の駅又はその附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

別表（第9条関係）

道の駅の利用料金

| 利用区分 | | 入浴料 | 備考 |
|-------|-------|-----------------|----|
| 薬師温泉館 | 中学生以上 | <u>800</u> 円 | |
| | 小学生 | <u>400</u> 円 | |

| 利用区分 | | 入浴料 | 備考 |
|-------|-------|-------------------|----|
| 薬師温泉館 | 中学生以上 | <u>1,000</u> 円 | |
| | 小学生 | <u>500</u> 円 | |

丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水施設 処理対象区域において、丹波篠山市が設置及び管理する<u>配水管</u>その他の施設並びに汚水を処理する施設の総体をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(排水設備工事)</p> <p>第7条 前条の承認を得た者は、市長が認めた者（以下「指定工事店」という。）に排水設備工事を<u>施工</u>させなければならない。</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水施設 処理対象区域において、丹波篠山市が設置及び管理する<u>排水管</u>その他の施設並びに汚水を処理する施設の総体をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(排水設備工事)</p> <p>第7条 前条の承認を得た者は、市長が認めた者（以下「指定工事店」という。）に排水設備工事を<u>施行</u>させなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が認めた者に排水設備工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> |

丹波篠山市下水道条例新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(排水設備工事の<u>施工</u>)</p> <p>第4条 排水設備の新設等の設計及び工事は、市長が定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任する業者として市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）が行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の工事の<u>施工</u>に関し、法第11条第1項に該当する工事である場合は、あらかじめ利害関係人の同意書等を提出しなければならない。</p> <p>(公共ます等の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 公共ます等に変更を加える工事又は増設を必要とするときは、市長が<u>施工</u>し、これに要する費用（消費税相当額を加えた額をいう。）は当該工事を必要とした者の負担とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用制限)</p> <p>第21条 市長は、公共下水道に関する工事の<u>施工</u>その他やむを得な</p> | <p>(排水設備工事の<u>施行</u>)</p> <p>第4条 排水設備の新設等の設計及び工事は、市長が定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任する業者として市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）が行わなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が指定したものが排水設備工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の工事の<u>施行</u>に関し、法第11条第1項に該当する工事である場合は、あらかじめ利害関係人の同意書等を提出しなければならない。</p> <p>(公共ます等の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 公共ます等に変更を加える工事又は増設を必要とするときは、市長が<u>施行</u>し、これに要する費用（消費税相当額を加えた額をいう。）は当該工事を必要とした者の負担とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用制限)</p> <p>第21条 市長は、公共下水道に関する工事の<u>施行</u>その他やむを得な</p> |

い理由がある場合には、排水区域の全部又は一部を指定して、当該公共下水道の使用を制限することができる。

2 (略)

(罰則)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前条の規定による資料の提出を求められて、これを拒否し、又は怠った者

(5) (略)

い理由がある場合には、排水区域の全部又は一部を指定して、当該公共下水道の使用を制限することができる。

2 (略)

(罰則)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 第26条の規定による資料の提出を求められて、これを拒否し、又は怠った者

(5) (略)

丹波篠山市水道事業給水条例新旧対照表（第3条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水設備工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> |

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

| 現行 | | | 改正案 | | |
|-------------|---------------|---|-------------|---------------|---|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| | 区分 | 報酬の額 | | 区分 | 報酬の額 |
| 選挙管理 委員会 | 委員長 | 年額 120,000円 | 選挙管理 委員会 | 委員長 | 年額 120,000円 |
| | 委員 | 〃 96,000円 | | 委員 | 〃 96,000円 |
| | | | | 補充員 | 日額 4,000円 |
| | 選挙長 | 1回につき 12,200円 | | 選挙長 | 1回につき 12,200円 |
| | 開票管理者 | 〃 12,200円 | | 開票管理者 | 〃 12,200円 |
| | 開票及び選 挙立会人 | 〃 10,100円 | | 開票及び選 挙立会人 | 〃 10,100円 |
| | 投票管理者 | 午前7時から午後8時まで 14,500円 | | 投票管理者 | 午前7時から午後8時まで 14,500円 |
| | 〃 | 午前8時30分から午後8時まで 12,800円 | | 〃 | 午前8時30分から午後8時まで 12,800円 |
| | 〃 | 午前8時30分から午後5時まで 9,400円 | | 〃 | 午前8時30分から午後5時まで 9,400円 |
| | 投票立会人 | 午前7時から午後8時まで 12,400円 | | 投票立会人 | 午前7時から午後8時まで 12,400円 |
| | 〃 | 午前8時30分から午後8時まで 10,900円 | | 〃 | 午前8時30分から午後8時まで 10,900円 |
| | 〃 | 午前8時30分から午後5時まで 8,100円 ただし、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、任命権者が定める額 | | 〃 | 午前8時30分から午後5時まで 8,100円 ただし、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、任命権者が定める額 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

丹波篠山市議会議員及び丹波篠山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例新旧対照表

(第1条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 丹波篠山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> | <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 丹波篠山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> |

丹波篠山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 丹波篠山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p> | <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 丹波篠山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p> |